

三原市賃上げ支援事業補助金 交付要領・Q & A

(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)



三原市 経済部 商工振興課

令和8年7月24日

○ 目次

1 概要.....	- 3 -
2 補助対象者.....	- 4 -
3 補助要件.....	- 6 -
4 受付期間.....	- 7 -
5 申請方法.....	- 7 -
6 添付書類等.....	- 7 -
7 申請後.....	- 7 -
8 補助金の返還等.....	- 7 -
9 窓口・問い合わせ先.....	- 8 -
Q&A.....	- 9 -
1 補助対象者について.....	- 9 -
2 補助対象労働者について.....	- 9 -
3 賃上げについて.....	- 10 -
4 申請手続きについて.....	- 11 -
5 その他.....	- 11 -

三原市賃上げ支援事業補助金交付要領

1 概要

(1) 目的

物価高騰等の影響による厳しい経営状況の中、雇用維持及び人材確保等のために賃上げを行った市内の中小企業者等を支援するものです。

(2) 補助金の額

- ・基本給単価を2%以上賃上げを行った労働者1人につき、2万円を補助します。
- ・上限は、1事業者につき、10万円(5人分)です。
- ・申請は、1事業者1回限りです。

(3) 対象者

- ・市内に本社、本店又は主たる事業所がある法人
- ・市内に代表者の住所及び事業所がある個人事業主
- ・市税の滞納がないこと ほか

(4) 受付期間

- ・令和8年8月3日(月)9時 ～ 令和9年1月29日(金)17時
- ※土日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は除く。

(5) 申請方法

- ・オンライン申請
- ※オンライン申請が難しい場合は、提出書類を専用窓口まで持参

(6) 申請書類等

- ・三原市賃上げ支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式1号)
- ※オンライン申請は、必要事項を専用フォームへ入力
- ・労働条件通知書の写し(労働条件を明示した書類の写し)(対象労働者分)
- ・賃上げ前・後の賃金台帳の写し(対象労働者分)
- ・令和7年分の青色申告決算書の写し(個人事業主のみ)
- ※青色申告者ではない場合は、収支内訳書の写し ほか

(7) 申請から振込の流れ

申請内容を審査し、交付決定となった場合は交付決定通知書兼額の確定通知書をお送りします。
原則、申請月の翌月末頃に振り込みます。

【例】 申 請: 令和8年9月24日
交付決定: 令和8年10月中旬
支 払: 令和8年10月30日頃

2 補助対象者

次のいずれにも該当する必要があります。

(1) 対象となる中小企業者等は次の表のとおり。(※業種については、別表1参照)

業種	中小企業者等(いずれかを満たす場合)	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する労働者の数
製造業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

※病院または介護入所等施設を運営する事業者、特定非営利活動法人、公益法人、医療法人、協同組合等については、常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であることが要件となります。

※次の要件のいずれかに該当する中小企業者等は除く。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業者等以外の者)が所有している中小企業者等
 - ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
 - ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する者が所有している中小企業者等
 - ⑤ ①～③に該当する者の役員又は職員を兼ねている者が、役員の全てを占めている中小企業者等
- (2) 市内に本社、本店又は主たる事業所がある中小企業者等。
- (3) 代表者が市内に住所を有し、かつ事業所を市内に有する個人事業主。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 今後も事業を継続する意思があること。
- (6) 令和7年度又は令和8年度に賃上げを目的とする公的給付を受けていないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動に係る事業を行っていないこと。
- (8) 社会通念上不適切であると判断される事業を行っていないこと。
- (9) 三原市暴力団排除条例(平成24年三原市条例第4号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しないこと。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は当該事業に係る接客業務受託営業を行う事業者には該当しないこと。

(別表1)

業種	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業) 中分類51(繊維・衣服等卸売業) 中分類52(飲食料品卸売業) 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54(機械器具卸売業) 中分類55(その他の卸売業)
小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ※ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
製造業、その他	上記以外の全て

※日本標準産業分類

政府統計 e-Stat <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>総務省 HP https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm

3 補助要件

(1) 補助対象労働者

市内の事業所に勤務している正規及び非正規雇用労働者であること。

※対象となる労働者は、交付申請日時点で市内の事業所に勤務している必要があります。

※有期雇用のパート、アルバイト、契約社員なども対象ですが、全ての労働者において、「労働条件通知書(労働条件を明示した書類の写し)」及び「賃金台帳」の写しの提出が必要です。

※法人の役員(監査役、執行役員等を含む) または 個人事業主と同居する親族(専従者を含む)ではないこと。

(2) 賃上げ対象期間

令和7年4月1日から令和8年12月31日まで

(3) 賃上げ率

基本給単価を2%以上引き上げていること。

【算出式】

$$〔〔賃上げ後の基本給単価〕 - 〔賃上げ前の基本給単価〕〕 \div 〔賃上げ前の基本給単価〕 \times 100 = 2\% \text{以上}$$

※小数点未満切り捨て

※基本給単価とは、基本給、時給、日給、週給、月給、年俸です。

賞与(勤務成績や経営状況などに応じて支給されるもの)及び手当(住居手当、通勤手当、勤務手当、残業手当など)は含みません。

※賃上げ前後の賃金は、ともに最低賃金を上回っている必要があります。

(4) 補助金の額

基本給単価を2%以上賃上げを行った労働者1人につき、2万円を補助します。

上限は、1事業者につき、1回10万円(5人分)です。

申請は、1事業者1回限りです。

賃金支給日が、令和7年4月1日から令和8年12月31日の期間に含まれている必要があります。

※賃上げ対象期間中に、賃金の改定だけでなく、支払いが行われている必要があります。

給与の算定期間での判断ではありません。

【例】

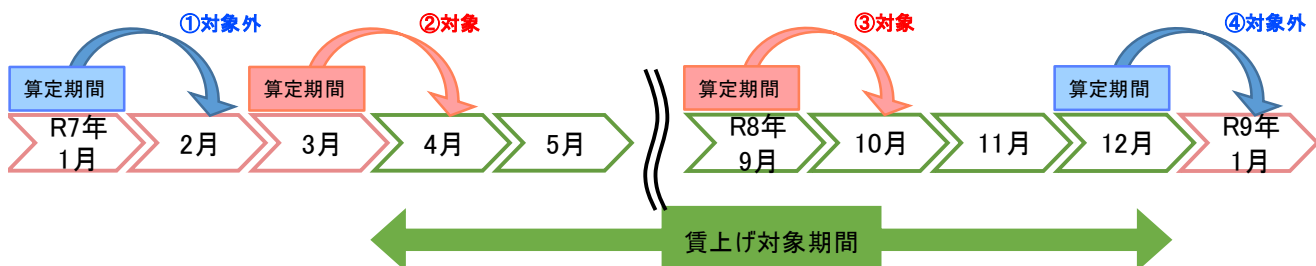
① 賃上げ後の賃金を令和7年2月中に支給した場合 … 対象外

② 賃上げ後の賃金を令和7年4月中に支給した場合 … 対象

※この場合のみは、賃上げ前の賃金として令和7年3月中の支給分と比較します。

③ 賃上げ後の賃金を令和8年10月中に支給した場合 … 対象

④ 賃上げ後の賃金を令和9年1月中に支給した場合 … 対象外



4 受付期間

令和8年8月3日(月)9時 ～ 令和9年1月29日(金)17時

※土日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は除く。

※受付期間を過ぎた場合は受付できませんので、必ず期限内に申請してください。

5 申請方法

- ・申請は、**原則、オンライン申請**となります。
- ・申請は、労働者の**賃上げの実施後**となります。
- ・オンライン申請が難しい場合は、提出書類一式を専用窓口(市役所1階 会議室101)まで持参してください。

6 添付書類等

次の書類をご準備いただき、ご提出ください。

その際、電子申請の場合、下記書類(2)～(4)の電子データ(pdf、png、jpeg 等)をご準備の上、申請フォーム内の該当箇所にデータファイルを添付してください。また、書類による申請の際は、A4 縦サイズで提出してください。

(1) 三原市賃上げ支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)

※オンライン申請は、専用フォームへ必要事項を入力

(2) 労働条件通知書の写し(労働条件を明示した書類の写し)(対象労働者分)

(3) 賃上げ前・後の賃金台帳の写し

※賃金台帳は、労基法で定める法定項目(労働基準法施行規則第 54 条に基づく①氏名、②性別、③賃金計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥法定外労働時間数、法定休日労働時間数、深夜労働時間数、⑦基本給、手当その他賃金の種類ごとの金額、⑧一部控除がある場合はその額)が網羅されており、現に使用しているものが必要です。

(4) 令和7年分の青色申告決算書の写し(個人事業主のみ)

※青色申告者ではない場合は、収支内訳書の写しを添付してください。

※所得税青色申告決算書又は収支内訳書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている必要があります。記載されていない場合、「受信通知」の写しも添付してください。

(5) その他市長が必要と認めるもの

※申請内容や添付書類に不備がある場合は、ご返却となりますのでご注意ください。

7 申請後

申請内容を審査し、交付決定となった場合は、「三原市賃上げ支援事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)」をお送りします。

補助金の振り込みについては、申請の際に記載していただいた振込先口座へ、原則、申請月の翌月末頃に振り込みます。

※ただし、書類の不備等によっては、補助金の振り込みが翌々月末以降となります。

【例】申 請: 令和8年9月24日

交付決定: 令和8年10月中旬

支 払: 令和8年10月30日頃

8 補助金の返還等

- ・申請内容等を偽り、その他不正の方法により補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還することとなります。

9 窓口・問い合わせ先

賃上げ支援事業補助金窓口（三原市役所 本庁1階 会議室101）

受付期間：令和8年8月3日（月）～ 令和9年1月29日（金）

※土日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

受付時間：9時～17時

電話番号：0848－67－6018 または 080－2900－2434

1 補助対象者について

Q1-1 本社、本店が市外にあり、営業所は市内にある場合、対象となりますか？

A1-1 対象外です。市内に本社、本店又は主たる事業所を有する中小企業者等が対象です。

Q1-2 主たる事業所とは、どのようなものが該当しますか？

A1-2 総務、人事等の本社機能を持つ事業所が該当します。

Q1-3 市内で複数店舗を経営している場合、店舗ごとに対象となりますか？

A1-3 法人単位での申請となりますので、市内で複数店舗を経営していても申請は1回限りとなります。

個人事業主の場合も同様に、市内で複数店舗を経営していても申請は1回限りです。

ただし、法人の代表者が個人事業主として別事業を行っている場合は、法人・個人事業主それぞれで申請が可能です。

Q1-4 個人事業主として賃上げを行った後、法人成りした場合も申請は可能ですか？

A1-4 可能です。ただし、個人事業主から法人成りされたことが分かる資料を別途、提出してください。

Q1-5 個人事業主(本人)の住所が市外の場合、対象となりますか？

A1-5 補助対象外です。個人事業主(本人)の住所と事業所が、どちらも市内になければなりません。

Q1-6 医療法人や社会福祉法人、NPO 法人等も対象となりますか？

A1-6 補助要件を満たせば対象となります。

Q1-7 市税の滞納があった場合は、どのような対応となりますか？

A1-7 申請日時点において、市税に滞納があるか担当課に確認し、滞納があった場合は、「三原市賃上げ支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)」を送付します。

滞納を解消した後、再度、申請をしてください。

Q1-8 廃業予定の事業者は対象となりますか？

A1-8 対象外です。

Q1-9 破産手続き中の事業者は対象となりますか？

A1-9 対象外です。

2 補助対象労働者について

Q2-1 全労働者ではなく、一部の労働者でも対象となりますか？

A2-1 市内の事業所に勤務しており、基本給単価を2%以上引き上げている労働者であれば、対象となります。
また、1事業者につき、1回限り10万円(5人分)まで申請できます。

Q2-2 役員は対象となりますか？

A2-2 役員(監査役、執行役員等を含む)または個人事業主と同居する親族(専従者を含む)は、対象外です。

Q2-3 非正規雇用の労働者が、正規雇用になったことで賃金が上がった場合、対象となりますか？

A2-3 単に正社員化により賃金が上がる場合、事業所内の賃上げが行われたとはみなされないため、対象外です。

Q2-4 外国人労働者(特定技能や技能実習生など)も対象ですか？

A2-4 雇用契約を締結しており、基本給単価を2%以上引き上げるなど、要件を満たしていれば対象となります。

Q2-5 申請時点において、既に退職している者は対象となりますか？

A2-5 対象外です。

Q2-6 人材派遣会社が企業に派遣している労働者について、派遣先の所在地ごとに申請すればよいですか？

また、派遣先が市外の事業所である労働者の場合は対象となりますか？

A2-6 申請者は、派遣元の企業(人材派遣会社)となります。そのため、派遣元企業でまとめて申請してください。

また、派遣先が市外の事業所である労働者については対象となりません。

3 賃上げについて

Q3-1 基本給単価には、深夜勤務手当や役職手当などは含まれますか？

A3-1 諸手当は対象外です。基本給、時給、日給、週給、月給、年俸が対象となります。

Q3-2 定期昇給による引き上げも含まれますか？

A3-2 定期昇給またはベースアップによる基本給単価の引き上げも対象となります。

Q3-3 賃上げ後の月と比較する月は、いつの月と比較すればよいですか？

A3-3 賃上げ後の月の前月が賃上げ前の月となります。

【例】令和8年6月に賃上げを実施した場合、その前月である令和8年5月を賃上げ前の月として比較します。

Q3-4 賃上げ対象期間中に、段階的に賃上げをした場合は対象となりますか？

A3-4 段階的に賃上げをした場合でも、2%以上の賃上げとなっていれば対象となります。

【例】令和7年10月と令和8年4月に賃上げを実施した場合、賃上げ前を令和7年9月とし、賃上げ後を令和8年5月以降と比較し、基本給単価が2%以上引き上げていれば対象です。

Q3-5 繁忙期や平常時などで異なる時給を設定している場合は、対象となりますか？

A3-5 基本給単価が2%以上引き上げられていれば対象となりますが、その際、比較する時給は最も低い時給(基本的な賃金である平常時)のみとなります。また、時間帯や曜日によって時給が異なる場合についても、最も低い時給での比較となります。

Q3-6 補助金を交付された後に、賃金を引き下げることとなった場合は、返還等の義務が発生しますか？

A3-6 虚偽やその他不正の方法により補助金の交付を受けたことが確認され、本市が不適切と認めたときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じることがあります。

また、状況によっては、事業者名、申請内容等の情報を公表することがあります。

4 申請手続きについて

Q4-1 郵送での申請は可能ですか？

A4-1 郵送での申請は受け付けていません。原則、オンライン申請での手続きをお願いします。

Q4-2 添付書類には、押印が必要ですか？

A4-2 添付書類として、雇用契約書の写しを提出される場合は、法人側と労働者側の双方の署名または記名押印のある原本の写しを添付してください。

労働条件通知書については、押印がなくても構いませんが、原本の写しを添付してください。

Q4-3 添付書類の「その他市長が認めるもの」とはどのような書類ですか？

A4-3 会社名の変更や対象労働者の氏名の変更により、申請内容等の確認ができない場合に、追加の書類をお願いする場合があります。追加の依頼がなければ、特に必要な書類はありません。

5 その他

Q5-1 国の「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」などの併用は可能ですか？

A5-1 併用可能です。ただし、他の補助制度との重複については、当該制度を所管する官庁へお問い合わせください。